第75回
定時株主総会招集ご通知

日時 平成24年8月24日（金曜日）午前10時
（受付開始　午前9時）

場所 ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください。

決議事項

議　　案　取締役8名選任の件

目　次

証券コード：7921

アジサイ

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。

当社は、1952年に創業して以来、お客様のディスクロージャー関連書類の作成準備から電子データおよび印刷物の制作まで、ディスクロージャーとIRの専門会社として、数多くのお客様の信頼をいただいています。

現在、当社の事業環境は、株式市場の低迷と統廃合等による上場会社数の減少等により大変厳しい状況下にあります。

しかしながら、当社の強みは、何といっても創業以来ディスクロージャーのパイオニアとして培ってきた経験やノウハウといえます。

この土台に立ったサービスをもって、お客様に感動していただける会社となるよう、役職員一丸となって努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長　堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう）

〈社　　訓〉

私たちは、ディスクロージャーのパイオニアとして、
お得意様に感動していただける最善のサービスを提供し、
社業の発展に努め、情報化社会に貢献します。

お知らせ

株主の皆様に当社の事業内容をさらにご理解いただきたく、本定時株主総会招集ご通知に記載の主な専門的な用語の解説集を、ご参考として巻末（44頁～46頁）に掲載しておりますので是非ご覧ください。

株 主 各 位

(証券コード 7921)
平成24年８月２日

東京都豊島区高田三丁目28番８号
宝印刷株式会社
代表取締役社長　堆　誠一郎

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（40頁～43頁）をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（３頁～４頁）をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により平成24年８月23日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1.　日 時　平成24年８月24日（金曜日）午前10時

2.　場 所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン ３階 富士の間
(末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。)

3.　目的事項

報告事項
（1）第75期（平成23年６月１日から平成24年５月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第75期（平成23年６月１日から平成24年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
議　　案　取締役８名選任の件

以 上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
● 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.takara-print.co.jp/) に掲載させていただきます。

議 決 権 行 使 の ご 案 内

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時：平成24年８月24日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
場　所：ホテルメトロポリタン ３階　富士の間（会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください）

株主総会に当日ご出席いただけない方は、
郵送またはインターネットでご行使ください。 ※携帯電話からの行使も可能です。

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットで議決権を行使される場合

パソコンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、下記行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットでサイトへアクセス　http://www.web54.net

◎バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標、商標またはサービス名です。

議決権行使期限　平成24年８月23日(木曜日）午後６時まで

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。
（議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますのでご注意ください。なお、招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙右片のパスワード欄を"********"で表示しております。メールアドレスご登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。）
携帯電話を用いる場合は、①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイのサービスが利用可能であるとともに、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種でご利用できます。なお、ご利用に際しては、上記のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL（http://www.web54.net）を直接入力してアクセスしてください。

※ｉモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の登録商標または商標です。

2 インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成24年8月23日（木曜日）午後6時までに行使されるようお願いいたします。

3 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4 インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

株主総会招集ご通知の受領方法について

■ 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。（携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。）

インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル　**0120（652）031**（土日休日を除く　9：00～21：00）

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
　証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
電話　**0120（782）031**（土日休日を除く　9：00～17：00）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

事 業 報 告 （平成23年６月１日から平成24年５月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一方では東日本大震災の影響による厳しい状況から、復興需要等を背景に緩やかに回復しつつあるものの、他方では欧州政府債務危機による世界経済の減速懸念や長引く円高、わが国におけるデフレの長期化等の影響などもあり、引き続き混迷した不透明な状況にありました。

ディスクロージャー関連事業に関係が深いわが国の株式市場は、日経平均株価が1万円台に回復するなど、上昇する局面もあって改善の兆しも見られましたが、５月には８千円台に下がり本格的な回復には至りませんでした。

また、ディスクロージャー関連事業の分野におきましても、長く低迷していたIPO（新規上場）社数の増加が見られたものの、上場会社数の減少に加え企業のコスト削減意識の浸透による価格競争の激化など、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありました。

このような状況のもと、当社グループはこれまで培ってきたディスクロージャー関連サービスに対する豊富なノウハウを活かし、企業と株主との信頼関係を築くSR（シェアホルダー・リレーションズ）提案や有価証券報告書等のXBRL適用範囲の拡大に対応したITツールの開発・提供をはじめとした既存サービスの充実だけでなく、機関投資家やアナリストと企業のIR部門をつなぐ情報開示サービスで株式会社野村総合研究所様と共同で提供する「e-AURORA　XIRCLE（イーオーロラサークル）」等のIR（インベスター・リレーションズ）関連サービスの提供、さらには、ディスクロージャー翻訳やIPO支援を中心としたアジアへの展開など、新たなビジネスモデルを模索し構築を進めてまいりました。

また、コスト削減の一環として、業務効率化を目的としたシステム開発、生産体制の再構築・整備にも取組んでまいりました。

しかしながら、事業環境の影響が強く、当連結会計年度の売上高は前年同期比191百万円（1.7％）減少し、11,115百万円となりました。

利益面につきましても、売上高減少の影響や外注費等の増加などにより、営業利益は、前年同期比258百万円（30.9％）減少し577百万円、経常利益は、前年同期比133百万円（17.3％）減少し641百万円、当期純利益は、前年同期比83百万円（25.1％）減少し249百万円といずれも減益となりました。

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

金融商品取引法関連製品

ファイナンスの減少や投資信託目論見書の簡素化の影響などで目論見書の売上が減少しました。また、四半期報告書の簡素化の影響や、上場会社数の減少、競争激化の影響で四半期報告書や有価証券報告書の売上が減少しました。この結果、売上高は前年同期比464百万円（9.7％）減少し、4,329百万円となりました。

主 な 製 品
有価証券報告書、四半期報告書、 有価証券届出書、目論見書、 上場申請のための有価証券報告書、他

会社法関連製品

当区分の主な製品である株主総会招集通知の早期発送により、売上高は前年同期比201百万円（7.3%）増加し、2,964百万円となりました。

主な製品
株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他

IR関連製品

上場会社数の減少、競争激化の影響などにより事業報告書の売上が減少しました。この結果、売上高は前年同期比32百万円（1.1%）減少し、2,961百万円となりました。

主な製品
株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌、アニュアルレポート、CSR報告書、会社案内、他

その他製品

ディスクロージャー関連書類の翻訳サービスの受注が増加したことなどにより、売上高は前年同期比103百万円（13.7%）増加し、859百万円となりました。

主な製品
法定公告、一般印刷物、他

製品区分別売上高構成比

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は213百万円であります。その内訳は、有形固定資産40百万円、無形固定資産173百万円であり、主なものは、電子開示制度「EDINET」に対応する有価証券報告書等の法定開示書類作成支援システムの開発保守等によるものであります。既に有価証券報告書等の法定開示書類作成支援システムは顧客へ提供し高い評価をいただいておりますが、今後の全文XBRL対応やユーザーニーズにさらに応えるための開発、改良を行っております。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、従来のわが国経済・資本市場の成長とともに、制度開示の変化を中心としたディスクロージャー関連事業の拡大の流れが停滞し、ここ数年は、国内株式市場の低迷、企業の統廃合やIPOの低迷による上場会社数の減少、顧客の低価格志向による競争激化、世界的な省資源への取組みやIT化の進展に伴う開示資料の紙媒体から電子媒体へのシフトなど外部環境の変化が見られます。

他方、制度開示中心から任意開示も含めた企業の開示姿勢の拡大傾向、IFRS（国際財務報告基準）、XBRLや次世代EDINETなど会計基準や表示方法の国際化への対応、拡大著しいアジア諸国市場への対応などの変化も見られます。

当社グループは、この大きな変化が予想されるディスクロージャーとIRサービスの分野において、蓄積したディスクロージャー関連サービスのノウハウやIT技術を駆使し、お客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展に寄与するため、以下の課題に取組んでまいります。

① お客様のニーズを的確に捉え、法律および関連する諸制度の改正に関するコンサルティングサービスや効率的で使いやすい法定開示書類作成支援システムの提供、また、IR支援システムである「e-AURORA XIRCLE」の提供など、ディスクロージャーとIRをトータルサポートするサービスの強化を図り、営業体制を強化する。

② 法定開示書類のXBRL適用範囲の拡大やIFRSへの対応を万全にするため、お客様への情報提供、従業員教育の徹底、ならびにシステムの開発やインフラの整備等をさらに進め、ディスクロージャー関連事業の深化と拡大に向けての取組みを強化する。

③ お客様にとっての「ディスクロージャー＆IRサービスのオンリーワン企業」を目指すとともに、当社グループにおいても、業務の効率化を進めコスト削減を図り、株主等のステーク・ホルダーに対する当社グループの信頼の確立と業績の向上を図る。

④ 当社事業の信頼の基本となる機密情報管理体制をさらに強化するため、コンプライアンス遵守の徹底と一層の情報セキュリティの強化を図る。

（5）財産および損益の状況

区　　分	第72期 （平成20年６月１日から 平成21年５月31日まで）	第73期 （平成21年６月１日から 平成22年５月31日まで）	第74期 （平成22年６月１日から 平成23年５月31日まで）	第75期（当連結会計年度） （平成23年６月１日から 平成24年５月31日まで）
売上高（千円）	12,399,258	12,033,170	11,306,710	11,115,133
経常利益（千円）	1,407,651	1,222,704	775,868	641,876
当期純利益（千円）	659,753	723,019	333,136	249,562
１株当たり当期純利益（円）	52.80	58.38	27.16	21.40
総資産（千円）	14,025,022	—	13,915,958	14,109,619
純資産（千円）	11,758,276	—	11,780,827	11,727,440
１株当たり純資産額（円）	949.45	—	1,006.98	1,002.04

（注）第73期は株式会社フィナンシャルメディアが連結対象から除外されるまでの業績を含めて表示しており、総資産、純資産、１株当たり純資産額については連結貸借対照表を作成していないため表示しておりません。

売上高

経常利益

当期純利益

（6）主要な事業内容

ディスクロージャーおよびIR関連書類の印刷ならびにそれらに付帯する各種ツールの企画・制作、コンサルティングおよびその他のサービス等の提供

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タスク	千円 35,000	% 58.57	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所および工場の状況

本社および本社工場	東京都豊島区高田三丁目28番８号
本社別館工場	東京都豊島区高田三丁目23番９号
本社別館クリスタルエイトビル	東京都豊島区高田三丁目23番10号
浮間工場	東京都北区浮間四丁目24番23号
大阪支店	大阪市中央区瓦町三丁目６番５号
大阪支店別館工場	大阪市中央区上町一丁目24番17号
札幌営業所	札幌市中央区大通西十一丁目４番
名古屋営業所	名古屋市中区錦一丁目20番25号
広島営業所	広島市中区紙屋町一丁目１番20号
福岡営業所	福岡市中央区天神三丁目４番８号

② 子会社の事業所

株式会社タスク	東京都豊島区高田三丁目32番１号
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番８号
一般社団法人日本IPO実務検定協会	東京都豊島区高田三丁目28番８号

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
688名	17名減	37.9才	10.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には企業集団外からの出向者７名を含んでおります。
3. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの期中平均雇用人員71名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　37,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,936,793株

(3) 株主数　16,595名

(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　　株　　数	持　株　比　率
	千株	%
株式会社野村	625	5.36
株式会社みずほ銀行	562	4.81
株式会社三井住友銀行	476	4.08
野　村　正　道	380	3.25
宝印刷社員持株会	257	2.21
ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー リ　ノーザン　トラスト　ガンジー　ノン　トリーティー　クライアンツ	200	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	183	1.57
三井住友信託銀行株式会社	169	1.45
明治安田生命保険相互会社	168	1.44
日本生命保険相互会社	160	1.37

（注）持株比率は自己株式（1,273,370株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆　　誠一郎	
取締役	嶋　田　　博	常務執行役員営業業務部長兼ディスクロージャー＆IR営業一部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当
取締役	青　木　孝　次	常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当
取締役	田　村　義　則	常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当
取締役	山　元　和　浩	常務執行役員公開開発担当 株式会社タスク代表取締役社長 特例有限会社ケー・ツー・エム代表取締役 株式会社TAKARA代表取締役社長
取締役	津　田　　晃	執行役員 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外監査役
取締役	清　水　寿　二	株式会社日本商品清算機構社外取締役
取締役	髙　橋　厚　男	
常勤監査役	秋　山　美樹男	
監査役	大　西　　裕	丸市綜合法律事務所弁護士
監査役	山　上　大　介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役

（注）1. 取締役のうち清水寿二および髙橋厚男の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち大西　裕および山上大介の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役山上大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成23年８月19日開催の第74回定時株主総会において、山元和浩氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 事業年度中に退任した取締役および監査役

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退　任　日
取締役	谷　合　孝　昭	常務執行役員公開開発担当兼IFRSコンサル営業担当	平成23年８月19日 任期満了による退任
常勤監査役	堀　　二　郎		平成23年８月19日 任期満了による退任

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏　　名	重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
髙　橋　厚　男	極東証券株式会社社外取締役		平成24年６月27日
	極東証券株式会社社外取締役 藍澤證券株式会社社外取締役	極東証券株式会社社外取締役	平成24年６月28日

（2）取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 （2名）	113,108千円 （9,600千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （2名）	20,524千円 （6,000千円）
合計	13名	133,632千円

（注）1. 上記支給額には、平成24年８月24日開催の第75回定時株主総会後に支給予定の役員賞与18,050千円（取締役16,350千円、監査役1,700千円）を含んでおります。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6,022千円（取締役5,948千円、監査役74千円）を含んでおります。
3. 上記支給額のほか、平成23年８月19日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、退任取締役１名に対して10,854千円、また退任監査役１名に対して2,539千円の役員退職慰労金を支給しております。

（3）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　　分	氏　　名	兼　　　職　　　先
社外取締役	清　水　寿　二	株式会社日本商品清算機構社外取締役
社外監査役	大　西　　　裕	丸市綜合法律事務所弁護士
社外監査役	山　上　大　介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役 日本特殊塗料株式会社社外監査役

（注）1. 取締役清水寿二氏が兼職する株式会社日本商品清算機構と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
2. 監査役大西　裕氏が兼職する丸市綜合法律事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役山上大介氏が兼職する株式会社小田原エンジニアリングならびに日本特殊塗料株式会社と当社の間に営業上の取引があります。なお、両社に対する取引金額は当期連結売上高の１％未満であり、重要な取引関係ではありません。
山上公認会計士事務所と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	清　水　寿　二	当期開催の取締役会22回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	髙　橋　厚　男	当期開催の取締役会22回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	大　西　　　裕	当期開催の取締役会22回全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	山　上　大　介	当期開催の取締役会22回のうち20回に出席し、また、当期開催の監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,750千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,750千円

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステーク・ホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、金融商品取引法に対応するための計画を取りまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。

② お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類の印刷等を業務の根幹とする当社にあっては、インサイダー情報の管理体制の構築および社員教育の徹底は重要な経営課題であり、さらなる整備を図っております。

③ 株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては稟議制度を電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行っております。

③ ①および②に係る事務は、当該担当執行役員が所管し、①の検証および見直しの経過、②のデータベースの運用および管理について、定期的に取締役会に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築しております。

② リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図ります。

③ さらに、当社は、内部監査を実施するCSR部を設置しており、CSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。

④ CSR部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報し、改善する体制を構築しております。

⑤ 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画(BCP)を策定し、緊急時の体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行しております。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会

社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制をとっております。

また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたっております。

② 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入しております。経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を高め、経営および業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。現任の取締役８名のうち社外取締役２名を除く６名は、執行役員を兼務しております。

なお、執行役員会は毎月１回開催しております。

③ 当社は、定例の取締役会を原則月２回開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めております。

④ 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。

⑤ 日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとっております。

（5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む10項目の行動規範を定め、それを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行しております。

② 担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」を配布するなど、適切な研修体制を構築しております。また、内部通報規程のさらなる周知徹底を図るため、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）による内部通報窓口「宝リスクホットライン」を設置しております。

（6）当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月一回開催しております。

② 当社グループの業務の適正につきましては、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行っております。

③ 当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定しております。

④ CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社および関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進しております。

⑤ 本年５月末日現在、当社には親会社はございません。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）につきましては、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

なお、本年５月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき従業員を置くことを求めておりません。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

② 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

② ①の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりであります。

イ　当社の内部統制システムの構築に係る部門の活動状況

ロ　当社の子会社および関連会社の監査役および内部監査部門の活動状況

ハ　当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更

ニ　業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

ホ　内部通報制度の運用および通報の内容

ヘ　監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。

② 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、総務・人事担当役員、経理担当役員、CSR担当役員および各監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催いたします。

③ 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しております。

④ 監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

⑤ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

⑥ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告しております。

（11）反社会的勢力排除に向けた体制整備

① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、10項目の当社取締役ならびに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、この行動規範の取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除しております。

② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策協議会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

③ 取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

当社のコーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の概要

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社取締役会は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや当社取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

(2) 取組みの具体的な内容の概要

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した昭和63年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社を取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。

その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成19年７月17日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、平成19年８月23日開催の当社第70回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

なお、旧プランは、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会の終結の時までとされておりましたが、平成22年７月13日開催の取締役会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収

防衛策）を一部変更のうえで継続することを決議し、同定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）

（3）取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年６月30日　企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

② 株主意思の重視

本プランは、平成22年７月13日開催の当社取締役会において決議され、平成22年８月20日開催の当社第73回定時株主総会において承認されたことをもって導入されたものです。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、当社取締役の任期は１年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、１年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

④ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

⑥ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案した上で、業績に応じた配当（業績連動配当）を加味することとしております。

当社は、平成23年８月19日開催の第74回定時株主総会において、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができるよう、定款を一部変更することにつきまして株主の皆様のご承認をいただきました。

したがいまして、当事業年度の期末配当金につきましては、平成24年７月３日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式１株につき12円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金１株につき12円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、１株につき24円となります。

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化に活用していきたいと考えております。

自己株式の取得につきましては、将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策の遂行を可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表（平成24年５月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**7,357,121**
現金及び預金	4,172,236
受取手形及び売掛金	1,930,676
有価証券	335,068
仕掛品	792,076
原材料及び貯蔵品	30,591
繰延税金資産	52,515
その他	47,149
貸倒引当金	△3,192
固定資産	**6,752,498**
有形固定資産	**4,552,220**
建物及び構築物	922,183
機械装置及び運搬具	406,212
土地	3,186,649
その他	37,174
無形固定資産	**640,692**
ソフトウエア	612,156
その他	28,536
投資その他の資産	**1,559,585**
投資有価証券	1,193,654
繰延税金資産	197,609
その他	174,795
貸倒引当金	△6,473
資産合計	**14,109,619**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**2,010,418**
買掛金	677,700
リース債務	75,496
未払法人税等	184,490
未払費用	861,501
役員賞与引当金	18,050
その他	193,180
固定負債	**371,761**
リース債務	93,565
退職給付引当金	193,999
役員退職慰労引当金	84,195
負債合計	**2,382,179**
純資産の部	
株主資本	**11,788,951**
資本金	2,049,318
資本剰余金	1,998,891
利益剰余金	8,763,019
自己株式	△1,022,278
その他の包括利益累計額	**△101,760**
その他有価証券評価差額金	△101,760
少数株主持分	**40,250**
純資産合計	**11,727,440**
負債純資産合計	**14,109,619**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成23年６月１日から平成24年５月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**11,115,133**
売上原価		**6,608,898**
売上総利益		**4,506,235**
販売費及び一般管理費		**3,928,382**
営業利益		**577,852**
営業外収益		
受取利息	1,370	
受取配当金	18,448	
不動産賃貸料	14,232	
受取手数料	6,649	
貸倒引当金戻入額	5,581	
持分法による投資利益	31,872	
その他	13,300	91,455
営業外費用		
支払利息	6,736	
投資事業組合運用損	18,206	
その他	2,487	27,430
経常利益		**641,876**
特別利益		
投資有価証券売却益	842	842
特別損失		
固定資産除却損	6,958	
投資有価証券売却損	28	
投資有価証券評価損	34,215	
施設利用権評価損	3,311	44,514
税金等調整前当期純利益		**598,204**
法人税、住民税及び事業税	314,025	
法人税等調整額	30,194	344,219
少数株主損益調整前当期純利益		**253,985**
少数株主利益		4,422
当期純利益		**249,562**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成23年6月1日から平成24年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,049,318	1,998,915	8,793,383	△1,022,208	11,819,409
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△279,927	—	△279,927
当期純利益	—	—	249,562	—	249,562
自己株式の取得	—	—	—	△174	△174
自己株式の処分	—	△23	—	104	80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△23	△30,364	△69	△30,458
当期末残高	2,049,318	1,998,891	8,763,019	△1,022,278	11,788,951

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△74,409	△74,409	35,827	11,780,827
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△279,927
当期純利益	—	—	—	249,562
自己株式の取得	—	—	—	△174
自己株式の処分	—	—	—	80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,351	△27,351	4,422	△22,929
当期変動額合計	△27,351	△27,351	4,422	△53,387
当期末残高	△101,760	△101,760	40,250	11,727,440

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　株式会社タスク

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　　1社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社スリー・シー・コンサルティング

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4.　会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料	移動平均法
仕掛品	個別法
貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. 追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	4,500千円

担保に係る債務

買掛金	1,598千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,861,990千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,936,793株	―株	―株	12,936,793株

2.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,273,209株	(注１) 291株	(注２) 130株	1,273,370株

(注１) 普通株式の自己株式の株式数の増加291株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
(注２) 普通株式の自己株式の株式数の減少130株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3.　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年８月19日 定時株主総会	普通株式	139,963	12.00	平成23年５月31日	平成23年８月22日
平成23年12月27日 取締役会	普通株式	139,964	12.00	平成23年11月30日	平成24年１月30日

4.　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年７月３日 取締役会	普通株式	利益剰余金	139,961	12.00	平成24年５月31日	平成24年８月３日

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

有価証券は、主にマネー･マネジメント･ファンドであり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

平成24年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注２）参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	4,172,236	4,172,236	―
（2）受取手形及び売掛金	1,930,676	1,930,676	―
（3）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	897,244	897,244	―
資産計	7,000,157	7,000,157	―
（1）買掛金	677,700	677,700	―
（2）未払費用	861,501	861,501	―
（3）リース債務（流動負債）	75,496	75,496	―
（4）リース債務（固定負債）	93,565	93,565	―
負債計	1,708,264	1,708,264	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1) 買掛金及び (2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動負債）及び（4）リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定していますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	251,412
非上場社債	5,000
投資事業有限責任組合への出資	375,065
合計	631,478

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　1,002円4銭

2.　１株当たり当期純利益　21円40銭

貸借対照表（平成24年５月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**7,296,001**
現金及び預金	4,116,323
受取手形	29,611
売掛金	1,899,541
有価証券	335,068
原材料	8,704
仕掛品	792,076
貯蔵品	21,884
繰延税金資産	53,184
その他	42,694
貸倒引当金	△3,086
固定資産	**6,766,782**
有形固定資産	**4,552,191**
建物	918,363
構築物	3,819
機械及び装置	406,212
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	37,146
土地	3,186,649
無形固定資産	**642,992**
ソフトウエア	614,570
電話加入権	11,511
その他	16,910
投資その他の資産	**1,571,599**
投資有価証券	1,006,430
関係会社株式	201,694
長期前払費用	9,651
繰延税金資産	204,105
生命保険積立金	39,928
差入保証金	85,170
その他	31,091
貸倒引当金	△6,473
資産合計	**14,062,784**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**2,033,357**
買掛金	720,133
リース債務	75,496
未払金	14,348
未払費用	848,721
未払法人税等	184,400
未払消費税等	61,036
預り金	51,526
役員賞与引当金	18,050
その他	59,644
固定負債	**371,761**
リース債務	93,565
退職給付引当金	193,999
役員退職慰労引当金	84,195
負債合計	**2,405,119**
純資産の部	
株主資本	**11,759,426**
資本金	2,049,318
資本剰余金	1,998,891
資本準備金	1,998,315
その他資本剰余金	575
利益剰余金	8,733,494
利益準備金	174,905
その他利益剰余金	8,558,588
別途積立金	8,100,000
繰越利益剰余金	458,588
自己株式	△1,022,278
評価・換算差額等	**△101,760**
その他有価証券評価差額金	△101,760
純資産合計	**11,657,665**
負債純資産合計	**14,062,784**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成23年６月１日から平成24年５月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**11,087,584**
売上原価		**6,620,117**
売上総利益		**4,467,467**
販売費及び一般管理費		**3,904,987**
営業利益		**562,480**
営業外収益		
受取利息	1,353	
受取配当金	18,448	
不動産賃貸料	14,232	
受取手数料	6,649	
貸倒引当金戻入額	4,847	
その他	13,007	58,538
営業外費用		
支払利息	6,736	
投資事業組合運用損	18,206	
その他	2,487	27,430
経常利益		**593,588**
特別利益		
投資有価証券売却益	842	842
特別損失		
固定資産除却損	6,958	
投資有価証券売却損	28	
投資有価証券評価損	34,215	
施設利用権評価損	3,311	44,514
税引前当期純利益		**549,916**
法人税、住民税及び事業税	311,648	
法人税等調整額	27,750	339,398
当期純利益		**210,517**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成23年６月１日から平成24年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,049,318	1,998,315	599	174,905	8,000,000	627,998	△1,022,208	11,828,930
当期変動額								
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△279,927	―	△279,927
当期純利益	―	―	―	―	―	210,517	―	210,517
自己株式の取得	―	―	―	―	―	―	△174	△174
自己株式の処分	―	―	△23	―	―	―	104	80
別途積立金の積立	―	―	―	―	100,000	△100,000	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	△23	―	100,000	△169,409	△69	△69,503
当期末残高	2,049,318	1,998,315	575	174,905	8,100,000	458,588	△1,022,278	11,759,426

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△74,409	△74,409	11,754,520
当期変動額			
剰余金の配当	―	―	△279,927
当期純利益	―	―	210,517
自己株式の取得	―	―	△174
自己株式の処分	―	―	80
別途積立金の積立	―	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,351	△27,351	△27,351
当期変動額合計	△27,351	△27,351	△96,855
当期末残高	△101,760	△101,760	11,657,665

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料　　移動平均法

仕掛品　　個別法

貯蔵品　　最終仕入原価法

2.　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物　　15～50年

機械及び装置　10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、平成20年５月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3.　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
　なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
役員退職慰労引当金
　役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（追加情報）

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用
　当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産
担保に供している資産
　現金及び預金　4,500千円
担保に係る債務
　買掛金　1,598千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　3,861,326千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
金銭債権　1,533千円
金銭債務　63,274千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高
　営業取引による取引高
　　売上高　467千円
　　仕入高　517,290千円
　営業取引以外の取引による取引高　131,626千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,273,209株	（注１）291株	（注２）130株	1,273,370株

（注１）普通株式の自己株式の株式数の増加291株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
（注２）普通株式の自己株式の株式数の減少130株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	69,141千円
役員退職慰労引当金	30,007千円
未払事業税	15,888千円
投資有価証券評価損	78,712千円
施設利用権評価損	12,134千円
その他有価証券評価差額金	56,351千円
その他	50,866千円
繰延税金資産小計	313,101千円
評価性引当額	55,812千円
繰延税金資産合計	257,289千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.72%
住民税均等割	2.14%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.49%
評価性引当額の増減	11.59%
役員賞与引当金繰入額	1.34%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.72%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月２日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年６月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年６月１日から平成27年５月31日までのものは38.01%、平成27年６月１日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が32,670千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が24,685千円、その他有価証券評価差額金が7,984千円、それぞれ増加しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

印刷設備（機械及び装置）であります。

（2）リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	1,064千円
１年超	―千円
合計	1,064千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区	50,000	ネットワーク管理、文書の電子化等に係るソフトウエアの開発と販売	直接 100.00	ソフトウエアの開発・保守、役員の兼任	（注２）ソフトウエアの購入	（注１）92,703	未払金	（注１）5,923
							（注２）ソフトウエアの保守	（注１）164,187	未払費用	（注１）4,398

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）ソフトウエアの購入及び保守については、ディスクロージャー・イノベーション株式会社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。

(１株当たり情報に関する注記)

1.　１株当たり純資産額　999円51銭

2.　１株当たり当期純利益　18円5銭

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年７月６日

宝 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

和 泉 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員 公認会計士 松 藤 雅 明 ㊞
業務執行社員 公認会計士 飯 田 博 士 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成23年６月１日から平成24年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年７月６日

宝 印 刷 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

和 泉 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　松 藤 雅 明 ㊞

業務執行社員　公認会計士　飯 田 博 士 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、宝印刷株式会社の平成23年６月１日から平成24年５月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成23年６月１日から平成24年５月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役会全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年７月10日

宝印刷株式会社　監査役会

常勤監査役　秋　山　美樹男　㊞

監査役　大　西　　裕　㊞

監査役　山　上　大　介　㊞

(注) 監査役大西　裕及び監査役山上大介は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　取締役８名選任の件

　取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

　取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	堆（あくつ）　誠一郎（せいいちろう） (昭和28年12月17日生)	昭和61年１月　当社入社 平成元年５月　当社社長室長 平成３年７月　当社総合企画部長 平成３年８月　当社取締役総合企画部長 平成８年10月　当社取締役経理部長 平成９年８月　当社常務取締役経理部長 平成９年10月　当社常務取締役管理本部長 平成14年８月　当社代表取締役社長（現任）	22,972株
2	嶋（しま）田（だ）　博（ひろし） (昭和26年７月28日生)	昭和49年４月　当社入社 昭和63年９月　当社組版部長 平成７年８月　当社取締役組版部長 平成10年８月　当社常務取締役営業本部副本部長 平成13年８月　当社常務取締役営業本部長 平成15年９月　当社常務取締役営業本部長兼ディスクロージャー営業二部長 平成18年８月　当社取締役常務執行役員営業業務担当 平成19年８月　当社取締役常務執行役員営業業務部長兼情報企画担当 平成21年９月　当社取締役常務執行役員営業業務部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当 平成22年７月　当社取締役常務執行役員営業業務部長兼ディスクロージャー＆IR営業一部長兼情報企画担当兼金融法人営業担当(現任)	10,285株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	青木孝次（あおき こうじ） （昭和28年6月17日生）	昭和53年4月　当社入社 平成5年4月　当社大阪支店長 平成11年9月　当社営業企画部長 平成12年8月　当社取締役制作部長 平成17年8月　当社常務取締役制作部長 平成18年8月　当社取締役常務執行役員営業企画部長 平成20年8月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当 平成22年3月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当 平成22年7月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼IFRS室担当兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当 平成23年2月　当社取締役常務執行役員営業企画部長兼XBRL推進室担当兼ITサービス営業担当（現任）	27,777株
4	田村義則（たむら よしのり） （昭和32年1月6日生）	昭和55年4月　社団法人日本証券業協会（現 日本証券業協会）入所 平成11年9月　太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所公開業務推進部長 平成12年6月　日本ファースト証券株式会社取締役 平成13年7月　当社入社顧問 平成13年8月　当社公開支援室長 平成13年11月　当社理事公開支援室長 平成16年8月　当社取締役公開支援室長 平成18年8月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長 平成20年3月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究三部長兼CSR担当 平成21年4月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当 平成22年7月　当社取締役常務執行役員ディスクロージャー研究一部長兼CSR担当 平成23年2月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当 平成23年7月　当社取締役常務執行役員CSR担当兼ディスクロージャー研究一部担当兼ディスクロージャー研究二部担当（現任）	6,875株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	山元 和浩 (やまもと かずひろ) (昭和36年5月29日生)	昭和59年4月　野村證券株式会社入社 平成6年10月　株式会社第一興商入社 平成7年11月　株式会社タスク代表取締役社長（現任） 平成14年10月　特例有限会社ケー・ツー・エム設立代表取締役（現任） 平成20年9月　株式会社タスクパートナーズ設立代表取締役会長 平成22年8月　株式会社TAKARA（旧 株式会社タスクパートナーズ）代表取締役社長（現任） 平成23年8月　当社取締役常務執行役員公開開発担当 (重要な兼職の状況) 株式会社タスク代表取締役社長 特例有限会社ケー・ツー・エム代表取締役 株式会社TAKARA代表取締役社長	25,960株
6	津田 晃 (つだ あきら) (昭和19年6月15日生)	昭和43年4月　野村證券株式会社入社 昭和62年12月　同社取締役 平成元年6月　同社常務取締役 平成8年6月　同社代表取締役専務取締役 平成9年6月　日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社ジャフコ）代表取締役専務取締役 平成11年4月　同社代表取締役副社長 平成14年5月　野村インベスター・リレーションズ株式会社取締役会長 平成15年6月　同社執行役会長 平成17年6月　日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 平成17年6月　日立キャピタル株式会社社外取締役（現任） 平成21年4月　日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役 平成21年6月　株式会社西島製作所社外監査役（現任） 平成21年8月　当社取締役執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 日立キャピタル株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外監査役	1,000株
7	清水 寿二 (しみず としつぐ) (昭和25年9月14日生)	昭和49年4月　東京証券取引所入所 平成14年6月　株式会社東京証券取引所執行役員 平成14年6月　株式会社日本証券クリアリング機構取締役（兼任） 平成15年6月　日本証券決済株式会社代表取締役社長（兼任） 平成18年6月　株式会社東京証券取引所常務執行役員 平成19年8月　株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 平成20年8月　当社取締役（現任） 平成21年6月　株式会社日本商品清算機構社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社日本商品清算機構社外取締役	0株

候補者 番　号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	髙橋厚男（たかはしあつお） (昭和15年11月12日生)	昭和39年４月　大蔵省（現 財務省）入省 昭和63年６月　銀行局総務課長 平成元年６月　東海財務局長 平成２年６月　近畿財務局長 平成３年６月　大臣官房審議官（銀行局担当） 平成５年６月　関税局長 平成６年７月　日本開発銀行理事 平成10年７月　日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任 平成16年４月　公認会計士・監査審査会委員 平成17年７月　財団法人日本証券経済研究所（現 公益財団法人日本証券経済研究所）理事長 平成19年11月　日本投資者保護基金理事長 平成22年８月　当社取締役（現任） 平成23年６月　公益財団法人日本証券経済研究所特別嘱託（現任） 平成24年６月　極東証券株式会社社外取締役（現任） 平成24年６月　藍澤證券株式会社社外取締役（現任）	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 清水寿二、髙橋厚男の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 社外取締役候補者の選任理由および当社社外取締役としての在任期間は、以下のとおりであります。

(1) 清水寿二氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場において卓越した見識と幅広い経験を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

(2) 髙橋厚男氏につきましては、ディスクロージャー業務と密接な関係にある証券市場および証券業界に関する豊富な経験、知見を有しており、その経歴等から、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

以 上

ご参考

当社の事業内容をさらにご理解いただきたく、本定時株主総会招集ご通知に記載の主な専門的な用語につきまして解説させていただきます。

用語解説

【ディスクロージャー】

制度開示と任意開示に分類されます。制度開示は、金融商品取引法や会社法に基づき上場企業等に企業情報や財務情報等の開示が義務付けられるものであり、投資者の保護や資本市場の公正性の確保をその目的としています。一方、任意開示は、上場企業が自主的に開示を行うものであり、IR活動やSR活動の一環として位置付けられます。

【金融商品取引法】

証券市場における有価証券の発行・売買その他の取引について規定した法律です。この法律の目的は、第１条に定められており、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行および金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展および投資者の保護に資することにあります。

当社の金融商品取引法関連製品区分において、流通市場における開示書類として「有価証券報告書」「四半期報告書」等、発行市場における開示書類として「有価証券届出書」「目論見書」等、その他上場申請に係る各種書類が主な製品です。

【会社法】

現在の会社法は従前の商法（会社編）、有限会社法、商法特例法等を統合し再編され平成18年５月１日から施行された法律であり、会社の設立、組織、運営および管理について定めています。

当社の会社法関連製品区分において、特に会社法の中の株主総会に関連する「株主総会招集通知」「決議通知」「配当金関係書類」が主な製品です。

【ファイナンス】

一般的には企業の資金調達のことをいいます。ファイナンスの主なものは、株式を発行して資金調達を行うエクイティファイナンス、借入や社債の発行等の負債による資金調達を行うデットファイナンスがあります。

なお、当社が事業報告等において使用しているファイナンスという用語は、エクイティファイナンスのことを指しています。

【目論見書】

株式、社債、投資信託など有価証券の募集または売出等を行う際に、発行者の情報や有価証券の内容を投資者に直接開示するための文書で、投資者の投資判断に資するものです。

【有価証券報告書】

上場企業等は、企業の概況、事業の状況等の自社の情報を継続的に開示するために毎年作成し提出することを義務付けられています。有価証券の公正な取引や投資者の保護を目的とするもので、事業年度終了後３か月以内に金融庁から行政サービスの一環として提供されているシステムのEDINETで内閣総理大臣から権限の委任を受けた財務（支）局長に提出することとされています。

【四半期報告書】

有価証券報告書を提出しなければならない企業のうち、上場会社等でその事業年度が３か月を超える場合に、当該事業年度の期間を３か月ごとに区分した期間ごとに、企業の概況、事業の状況等の自社の情報を記載して毎四半期末から45日以内にEDINETで提出することとされています。

【EDINET（エディネット）】

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略称で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。

従来、紙媒体で提出されていた有価証券報告書等の開示書類を電子データで受理・公開することにより、利用者・作成者の利便性が向上しました。

EDINETに提出された有価証券報告書等の開示書類は、インターネット上において誰でも閲覧することが可能です。開示書類は、セキュリティの確保や、検索の利便性のため、所定のデータ形式で作成しなければなりません。

【XBRL（エックスビーアールエル）】

eXtensible Business Reporting Languageの略称で、各種の財務報告書類についてその流通、

利用の標準化を図るためXML（eXtensible Markup Language）を基礎に開発されたビジネスレポート作成用のコンピュータ言語です。財務諸表の作成にこの言語を導入することによって、財務情報の利用者サイドの利便性が飛躍的に向上します。なお、EDINETにおけるXBRLでの提出（財務諸表本体部分）は、平成20年４月以降開始する事業年度から行われていますが、導入が予定されている次世代EDINETにおいては、XBRLが適用される範囲の拡大（定性情報を含む提出書類全文）が予定されています。

【SR（シェアホルダー・リレーションズ）】

　Shareholder Relationsの略称で、主に上場企業と既存株主との良好な関係構築を意味します。上場企業は、株主構成などによってさまざまなSR活動を行っています。

【IR（インベスター・リレーションズ）】

　Investor Relationsの略称で、主に上場企業と投資家との良好な関係構築を意味します。多くの上場企業は、株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時、公平に、継続して提供するため、事業報告書、株主通信、アニュアルレポート等を作成するほか、個人投資家のための説明会や工場・施設等の見学会の開催、機関投資家訪問などのIR活動を行っています。

　当社のIR関連製品区分において、「事業報告書（株主通信）」「ディスクロージャー誌」「アニュアルレポート」「CSR報告書」等が主な製品です。

【独立役員】

　東京証券取引所を始めとする金融商品取引所が、コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化のため、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役」を１名以上確保するよう上場規則に基づき上場会社に義務付けているものであります。

　当社の場合、現任の全ての社外取締役および社外監査役は独立役員の条件を満たしていますので、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

以上

宝印刷株式会社
株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
　　　　　ホテルメトロポリタン 3階　富士の間
　　　　　電話（03）3980－1111
日　時　　平成24年8月24日（金曜日）午前10時
　　　　　（受付開始　午前9時）

池袋駅から会場までのご案内

■ **西　口（徒歩約3分）**
東武百貨店の前（地下1階、中央通路）の階段またはエスカレーターで1階へ。
左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。

■ **南　口（徒歩約2分）**
有楽町線の改札前（地下1階、南通路）のエスカレーターで1階へ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

■ **JR線メトロポリタン口（徒歩約1分）**
JR線改札（2階）を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み
エスカレーターまたは階段で1階へ（ご利用可能時間は午前7時30分から午後9時まで）。